

北海道エキノコックス症対策実施要領

第1 目的

本道におけるエキノコックス症の予防並びにエキノコックス症の患者の発見及び治療のための対策を講ずることにより、道民の健康保持に努めることを目的とする。

第2 実施方針及び実施項目

市町村が主体となり、次の事業を行う。

ただし、多数の市町村にまたがる広域的な事業や高度な調査研究事業などについては、道が実施する。

- 1 衛生教育
- 2 エキノコックス症検診（健康診断）
- 3 媒介（宿主）動物対策
- 4 飲料水対策
- 5 調査研究

第3 実施地域

実施地域は全道一円とする。

第4 実施内容

1 衛生教育

エキノコックスの人への感染、発病を予防するためには、住民一人ひとりの認識を高めた上で行われる対策が最大の効果を期待できることから、衛生教育を最重点の事業と位置づけ、市町村は保健所と連携の上、地域住民に対し、エキノコックス症に関する次の事項について、正しい知識の普及啓発を実施する。

- (1) 感染予防に関すること。
 - ア 感染源と感染経路等について
 - イ 予防の方法について
- (2) 健康診断に関すること。
 - ア 健康診断の必要性について
 - イ 実施の方法について
- (3) キツネ等媒介（宿主）動物に関すること。
 - ア 生ゴミ、動物性廃棄物等の適正処理について
 - イ 餌付けの危険性について
 - ウ 飼い犬の適正飼育について
- (4) 飲料水に関すること。
 - ア 生水等の適正な飲用方法等について
 - イ 飲用井戸等の衛生管理について

2 健康診断

エキノコックス症は人から人への感染はしないものの、媒介（宿主）動物から感染することにより健康に害を及ぼし、発見が遅れ重症化すると生命にかかわる疾病であることから、患者の早期発見を目的に、市町村は住民を対象に第1次検診を実施し、道は感染の疑いのある者を対象に第2次検診を実施する。

(1) 第1次検診

ア 検査項目

市町村は、問診及び血清検査（酵素抗体法）を実施する。

イ 実施方法及び対象者

市町村は、住民を対象とした健康診断を計画的に実施することとし、健康診断の必要性、検診日時、場所等についての周知を図り、受診の徹底を図る。

検診対象者については、市町村が決めるものとするが、次の例によることが望ましい。

- (ア) 小学3年生以上の者
- (イ) 健康診断の結果、異常なしとされた者でその後5年以上検診を受けていない者
- (ウ) その他特に必要と認める者

(2) 第2次検診

ア 検査項目

道は、問診及び血清検査（ELISA法及びWesternBlo法）、腹部超音波検査を実施する。

イ 実施方法及び対象者

道は、次の者を対象に、年に1回検査を実施する。

なお、検査対象者は、道が指定する医療機関で検診を受ける。

- (ア) 第1次検診の結果、陽性又は疑陽性であった者
- (イ) 要観察者（第2次検診の結果、経過観察を必要とする者）
- (ウ) その他医師が特に必要と認める者

ウ 検診医師の役割

検診医師は、検診結果からエキノコックス症の診断を実施する。

エ 要観察者からの除外

保健所長は、次に掲げる者について、要観察者から除外する。

- (ア) 第2次検診の結果、医師の診断が2回連続して無所見である者
- (イ) その他、医師が検診の受診を必要ないと認めた者

(3) 法に基づく届出

エキノコックス症を診断した医師は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第12条第1項に基づき、最寄りの保健所長を経由して知事に届け出る。

(4) 検診対象者一覧表及び検診結果記録表の作成・保管

ア 検診対象者一覧表の作成・保管

- 3 次検診対象者一覧表を作成・保管するとともに、その写しを所管保健所に送付する。

イ 検診結果記録表の作成・保管

保健所は、第2次検診対象者一覧表により、別に定める検診結果記録表を作成し、5年間保管する。

なお、第2次検診の対象者が他の保健所管内に居住地を変更した場合、対象者の求めに応じ、検診結果記録表を当該他の保健所へ移送する。

4 媒介（宿主）動物対策

(1) 感染予防対策

市町村は、関係機関と連携して、次の対策を実施する。

ア キツネを人の生活環境に近づけないために、キツネ対策を具体的に示した「キツネ対策実施要領」に基づき、畜産業や水産業などから排出される動物性廃棄物の適正処理の徹底を図るとともに、効果的な生ゴミ対策を推進する。

イ 野犬掃とうや不用犬の引き取りを実施する。

(2) 疫学調査

道は、次の対策を実施する。

ア 全道一円に観測定点を設定の上、市町村から提供を受けたキツネを中心に媒介（宿主）動物の解剖検査等を実施し、流行状況を把握する。

イ 食肉検査において豚の感染状況を確認し、流行状況を把握する。

(3) 媒介（宿主）動物の処分

媒介（宿主）動物の死体は焼却処分を原則とし、やむを得ない場合は、一般廃棄物最終処分場に区画を定め、深さ1メートル以上の穴を掘り、埋却、ふく土する。

5 飲料水対策

市町村は保健所と協議の上、次の対策を実施する。

(1) 飲用井戸等の利用状況の把握

(2) 飲用井戸等の衛生確保を図るための水質検査及び施設検査

(3) 水道水等の施設整備

(4) 飲用井戸等の施設の改善とエキノコックス虫卵除去装置の設置など必要な対策の指導

6 調査研究

道及び市町村は、エキノコックス症対策上必要な調査研究を行う。

第5 経費の負担

事業に要する経費は、各事業における実施主体が負担する。

第6 その他

この実施要領の適用については、地域保健法第5条第1項に規定する保健所設置市を除くものとする。

附 則

この要領は、平成12年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。